

岩手県告示第314号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等研修を行う事業所を次のとおり登録した。

令和4年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業者の名称又は氏名	事業者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
社会福祉法人いちのせき会	一関市巖美町字古館3番地	社会福祉法人いちのせき会	一関市巖美町字古館3番地	令和4年5月1日